

令和9年度 小城市放課後児童クラブ入級のご案内

令和9年度の入級を希望される保護者の方は、必ず内容をお読みいただき、必要書類を期間内に提出してください。申請方法につきましては、裏面に記載しております。

～放課後児童クラブとは～

保護者が就労等のため児童の放課後における保育ができない家庭をサポートし、児童の健全育成の向上を図ることを目的としています。正しくサポートが必要であるかを書類等により確認させていただきます。他の選択肢（祖父母や親族の支援）が考えられる場合は、まずそちらをご検討くださるようお願いいたします。

○対象児童

- 小学生を対象とします。（ただし、入級申請者数が定員を超えた場合は、入級できないことがあります。）
- 保護者・祖父母等が就労するなどの事情により放課後に保育ができない児童を対象とします。

○開設日・開設時間

開 設 日	開 設 時 間	帰 宅 方 法
平 日	放課後 ～ １９：００	１６：３０の徒歩下校 または 保護者のお迎え
土 曜 日 学校の振替休日 長期休業日	８：００ ～ １９：００	

【休級日】日曜日、祝祭日、お盆（8/13～8/15）、年末年始（12/29～1/3）

※その他重大な災害や、学校保健法に定められた学校において予防すべき伝染病等の発生により運営が困難な日

○利用者負担金（予定）

利用内容		負担金	納入方法
通常利用	基本料金	基本料金（18時まで）	口座振替 （毎月25日 ※土日祝日の場合はその翌日）
		8月分（夏休み）	
	追加料金 【利用者のみ】	18時以降利用	
		土曜日利用	
一時利用 【長期休暇】	一律料金	春休み 4/1～始業式前日または入学式前日	
		夏休み 1学期終業式翌日～2学期始業式前日	
		冬休み 2学期終業式翌日～3学期始業式前日	
		学年末休業 3学期終業式翌日～3/31	

- 「通常利用」で「18～19時」・「土曜日」を利用される方のみ、それぞれ追加料金がかかります。
（利用するかどうかは、申請書に記入欄がありますのでご記入ください。ただし、「土曜日」の利用は就労証明書での証明が必要です。利用については、年度途中で変更することもできます。）
- ケガ等に備えるため、保険加入料がかかります。（※年間800円程度）
- 「おやつ代」を各児童クラブで徴収します。※詳細は入級決定後に児童クラブへお問い合わせください。
- 「負担金」や「おやつ代」の日割り計算はしていません。
- 「生活保護者」「就学援助対象者」「同一世帯で複数利用者」には減免制度があります。※対象者には、後日案内します。

詳しくは、小城市教育委員会教育総務課学事係までお問い合わせください。

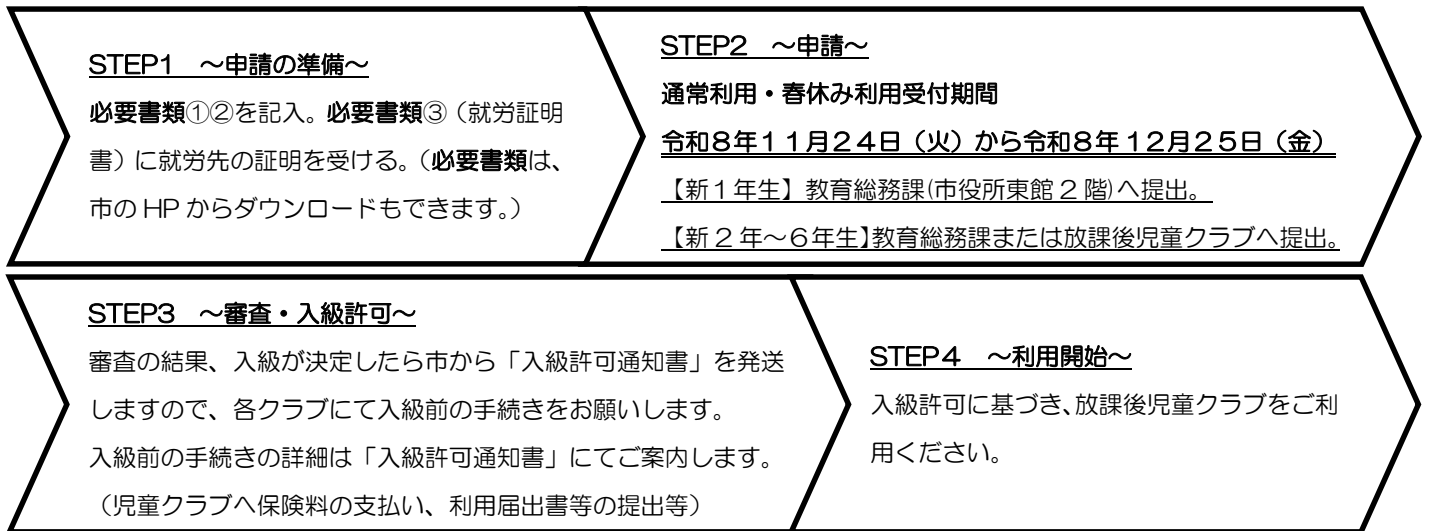
【問い合わせ先】小城市教育委員会教育総務課学事係

TEL：0952-37-6130

小城市三日月町長神田 2312 番地 2 小城市役所東館2階

申請方法は
裏面へ

1. 申請から利用までのフロー



★必要書類★

- ①放課後児童クラブ入級許可申請書（※長期休暇のみを希望の方は、教育総務課及び市のHPに申請書があります。）
 - ②誓約書（①②は両面刷りです。）
 - ③就労証明書（同居されている保護者全員分が必要です。（祖父母含む。））
- ※就労証明書が不足する場合は、小城市HPから就労証明書を印刷いただくか、教育総務課へお問い合わせください。
- ※求職中の方は、別途申告書を提出していただきますので、教育総務課へお問い合わせください。
- ※①③の書類は令和9年4月1日時点の状況でご記入ください。令和9年4月1日時点の状況が未定の場合は現時点での状況でご記入ください。

2. 申請書提出期限

利用区分		申請書提出期限	審査結果の通知時期 （※前後する場合があります。）
通常利用		令和8年12月25日（金）	2月中旬ごろ
一時利用【長期休暇】	春休み 4/1～始業式前日または入学式前日	令和8年12月25日（金）	3月上旬ごろ
	夏休み 1学期終業式翌日～2学期始業式前日	令和9年 5月28日（金）	6月下旬ごろ
	冬休み 2学期終業式翌日～3学期始業式前日	令和9年11月 5日（金）	11月下旬ごろ
	学年末休業 3学期終業式翌日～3/31	令和10年 2月 4日（金）	2月下旬ごろ

3. 入級申請に関する注意事項

- ・令和8年度に在級の場合でも再度提出が必要です。
- ・兄弟や姉妹で申請しても同じクラスになるとは限りません。また、年度ごとに審査・クラス分けを行っていますので、現在のクラスと同じになるとは限りません。ご了承ください。
- ・提出期限までに提出がない場合は審査の対象になりませんので、必ず期間内にご提出ください。書類に不備がある場合は、受付できませんので、余裕をもって提出をお願いします。
- ・通常利用で申込される方の長期休暇中の利用については、審査時期が近づきましたら、利用希望アンケートを実施しますので、一時利用（長期休暇）分の申請書をご準備いただく必要はございません。

◎期間内に提出をいただいている場合でも、クラブの定員を超えて申し込みがあった際は、審査基準にそって審査を行い、待機していただく場合がございますので、ご了承ください。